

(仮称) 第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び

岩倉市子ども行動計画

目次構成案

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 ライフステージごとの取り組み

第3章 施策の方向

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 計画の推進にあたって

資料編

- 1 岩倉市の現状
- 2 岩倉市子ども・子育て会議条例
- 3 岩倉市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 策定の経緯

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国では平成6年度に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境をつくるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成24年8月には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指す子ども・子育て支援法等が成立しました。さらに令和元年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化等を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進めています。

近年では、『全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すること』を目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月にこども基本法に基づくこども大綱が策定されました。さらには、令和6年6月に、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

本市においては、平成20年度に、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を大切にし、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりをめざして「岩倉市子ども条例」を制定し、平成24年度に「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）」を策定しました。平成29年度には「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成30年度～平成34年度）※」を策定し、子どもの権利を保障し、子どもが自分らしく生き生きと過ごすことができる環境づくりを進めてきました。

子ども・子育て支援では、平成23年度に、岩倉型の幼保連携の実現に取り組む「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」、平成26年度に、幼児期の教育・保育体制や子ども・子育て支援事業を計画的に確保する「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」、平成27年度に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施をめざした「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。令和元年度には、岩倉市子ども・子育て支援事業計画の2期目の計画である「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

近年では、令和6年2月に、こども家庭庁が唱える「こどもまんなか社会」の実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となり、さまざまな子育て支援施策を展開していくことで、次代を担うこどもたちの未来を応援していくことを宣言しています。

本計画は、幼児期の教育・保育体制や子育て支援事業についてのアンケート調査や子どもの権利についてのアンケート調査の結果や、第2期子ども・子育て支援事業計画及び子ども行動計画の評価等をもとに、国におけるこども大綱も一部踏まえて、第3期子ども・子育て支援事業計画と子ども行動計画を一体の計画として策定したものです。

※その後、令和6年度まで計画期間を延長

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、岩倉市子ども条例第 19 条に基づく行動計画を一体のものとして策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画及び少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を含みます。

また、子どもに関する様々な分野の取組を横断的に進めていくために、本市の上位計画である「第 5 次岩倉市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

3 計画の対象

子ども・子育て支援法及び岩倉市子ども条例では、子どもを 18 歳未満の者としています。

本計画は、主に、妊産婦と 0 歳から 18 歳までの子ども及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては 18 歳以上を対象として含みます。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

【第2期子ども・子育て支援事業計画 基本理念】

安心子育て 健やか子育てのまち いわくら～子育て世代が住みたくなるまちをめざして～

【第5次岩倉市総合計画 まちづくりの基本目標】

個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・スポーツ）

2 基本目標

本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

3 施策の体系

本計画の施策の体系を以下のとおり定めます。

基本目標 (めざす子どもの姿)	施策の方向性	内容(例)
1 権利の主体である子ども	①子どもの権利を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市子ども条例 ・子どもの権利に関する啓発活動 ・子どもの権利を考える週間における人権教育の推進 ・子どもの権利に関する相談窓口
	②子どもの意見表明・参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明・参加の場づくり ・地域の行事等における子どもの参加の支援
2 安定した環境で健康に育つ子ども	③妊産婦と子どもの健康への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健
	④安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業 ・い～わ子育て応援事業 ・相談体制 ・親に対する学習機会の提供
	⑤経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料減免制度 ・岩倉市遺児手当 ・医療費助成制度 ・第3子以降の学校給食費無償化等
	⑥仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・放課後児童クラブ
	⑦困難を抱える家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校、引きこもり ・障がいや発達に遅れなどのある子どもと医療的ケア児 ・外国にルーツをもつ子ども ・児童虐待、不適切な養育環境等にある子ども ・貧困家庭
3 社会や地域で安心して育つ子ども	⑧質の高い乳幼児期の教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所
	⑨子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室 ・学校開放 ・児童館 ・中高生の居場所づくり ・地域住民との交流による子育て支援
	⑩子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の整備（防犯、公園など）
4 将来に希望を持つ子ども	⑪将来こどもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の親となる世代に対する意識啓発 ・出会いの場の創設 ・不妊治療費助成